

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる人＝

【高齢基礎年金を受給している人】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 65歳以上である
- ② 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人】

・前年の所得額が約472万円以下である

請求手続＝

◆新たに年金生活者支援給付金を受け取りいただける人

受け取りの対象になる人には、日本年金機構より9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和6年1月4日までに請求手続が完了しますと、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

◆年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所等で請求手続きをしてください。

【日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください】

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお電話ください。

問合せ＝給付金専用ダイヤル（☎0570-05-4092（ナビダイヤル））、奈良年金事務所（☎0742-35-1371）（保険年金課）

郡山保健所がんサロンとまと

日時＝10月14日（土）13時30分～16時（受付13時）

場所＝郡山総合庁舎（満願寺町）

内容＝講演：笑いヨガ（講師：福岡 篤彦さん）

患者サロン：参加者同士の交流・情報交換

申込・問合せ＝9月29日（金）までに電話またはFAXで名前・電話・参加人数を奈良県郡山保健所健康増進課 母子・健康推進係（☎51-0196・FAX 52-6095・月～金曜（休日除く）9時～17時）へ

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



本当に痩せるの？
そのダイエット食品!

大和郡山市消費者センター
☎53-1583（直通）
相談受付 月～金曜日
9時～16時

【事例】

SNSでみたダイエット広告をきっかけに漢方の先生を名乗る女性と無料通話アプリでやり取りを始めた。先生に身長や体重を伝え、私にあったダイエットプランを考え、まずは体質改善を提案されたので、私専用に調合してもらった8万円の商品を購入した。これまで先生は「追加購入はない」と言っていたが、「次のステップとして脂肪を溶かす」「溶かした脂肪を排出する」と新たな提案を始めてきた。先生を信じて追加購入を続け、総額65万円ほど支払っている。今でも先生は商品を勧めてくる。摂取したことで下痢の症状が出始めた。信用できなくなったので返金してほしいが、先生からは拒否されている。（70代女性）

この事例は、無料通話アプリのやり取りだけで商品を購入しています。このような場合、事業者の実体がつかめないことが多く、解決することは非常に困難です。幸いにもこの事業者とは連絡をとることができ、交渉の結果、半額返金されることになりました。食品の場合は、摂取することで健康被害のおそれもあることから、購入には十分な注意が必要です。

SNSはコミュニケーションの場になることや、最新の情報が手に入るなど便利な反面、使い方によっては思わぬ被害に遭うことがあります。実在の人物や企業名をかたった偽物が存在していることも忘れてはいけません。少しでも「あやしい」「おかしい」と感じたら相手と距離をおくようにしましょう。ときにはきっぱり断ることや、ブロックすることも必要です。